

(第一類 第九号)

第二十四回国会
衆議院

商工委員会

議録第十九号

(三七九)

昭和三十一年三月十六日(金曜日)
午前十一時二分開議

出席委員

委員長 神田 博君

理事小笠 公韶君

理事久雄君

理事長谷川四郎君

理事鹿野 彦吉君

理事小平 敏君

理事秋田大助君

理事中崎 阿佐美廣治君

理事大倉 三郎君

監督椎名悦三郎君

監督島村一郎君

監督鈴木周次郎君

監督田中龍夫君

監督淵上房太郎君

監督松岡松平君

監督森山欽司君

監督横川重次君

監督田中角榮君

監督中村庸一郎君

監督前田正男君

監督南好雄君

監督山本勝市君

監督加藤清二君

監督石橋湛山君

出席通産大臣

監督齊藤憲三君

監督酒井俊彦君

監督板垣修君

監督堀口定義君

監督財局資金課長越田清七君

監督専門員

監督大藏事務官

監督通商産業事務官

監督通商事務官

委員に選任された。

本日の会議に付した案件

特定物資輸入臨時措置法案(内閣提

出第五九号)

輸出保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六八号)(予)

離島振興法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二七号)

○神田委員長 これより会議を開き

ます。
去る十四日本委員会に付託されまし
た離島振興法の一部を改正する法律案
を議題となし、審査に入ります。まず
その趣旨の説明を求めます。齊藤経済
企画政務次官。

○神田委員長 これより会議を開き
ます。
去る十四日本委員会に付託されまし
た離島振興法の一部を改正する法律案
を議題となし、審査に入ります。まず
その趣旨の説明を求めます。齊藤経済
企画政務次官。

○齊藤(憲)政府委員 ただいま議題と
相なりました離島振興法の一部を改正
する法律案の提案理由を御説明申し上
げます。

三分の三・五以内を補助することが
できる。

この法律は、昭和三十一年四月一
日から施行する。

日に行なうことにいたします。

○神田委員長 前回に引き続き特定物
資輸入臨時措置法案を議題とし、質疑
を継続いたします。質疑の通告があり
ますので、順次これを許します。中崎
敏君。

○中崎委員 それでは質疑を続けます
が、このバナナに関する問題は、実態
的には農林省の所管に関するものが非
常に多いために、その方針、政策を中
心として、窓口である通産行政の、
ことに外貨の割当、為替の取扱い等の
問題に触れてくるような関係もあります
が、これが予算的に措置が講じられな
いということになりますと、一休どう
か見えますと、いやしくも国民の租税に
逋するよう一つの強制的なないとい
うことになるのでありますか。言い
いきなりと、統一のある有効的な質問
ができないことになり、勢い質問をし
ましても重複にわたるようなおそれも
ありますので、すみやかに農林大臣の
出席方を委員長の方で督促をしてもら
いたいと思うのですが、とりあ
えず昨日の質疑に統いて、通産大臣に
質問してみたいと思うのであります。
今回の措置によりまして、バナナの
入札金との差益金が七億四千万円と二
億九千万円ですか、約十億円余りの金
額が入っておるわけであります。これが
が予算的にはどういうふうな措置が講
じられておるのかを私は聞きたいので
あります。

○石橋國務大臣 それは今御審議をわ
ざらわしておる法律ができますれば、これ
の法律によつて措置をするのでありま
す。それまではただいままでやつて
おりましたように行政措置によつて、
しながらこれもやはり予算措置であり

一處ジエトロにおきまして大蔵大臣と
協議の上國のために使う、かよなこ
とに相なつております。

○中崎委員 国の予算はすべて国会の
承認をとつて、例のあの予算の計画書
を通じてやつていかれるわけであります
が、実際においては政府の収納金と
見ていいと思うのでありますけれど
も、それが予算的に措置が講じられな
いということになりますと、一休どう
か見えますと、いやしくも国民の租税に
逋するよう一つの強制的なないとい
うことになるのでありますか。言い
いきなりと、統一のある有効的な質問
ができないことになり、勢い質問をし
ましても重複にわたるようなおそれも
ありますので、すみやかに農林大臣の
出席方を委員長の方で督促をしてもら
いたいと思うのですが、とりあ
えず昨日の質疑に統いて、通産大臣に
質問してみたいと思うのであります。
今回の措置によりまして、バナナの
入札金との差益金が七億四千万円と二
億九千万円ですか、約十億円余りの金
額が入っておるわけであります。これが
が予算的にはどういうふうな措置が講
じられておるのかを私は聞きたいので
あります。

○石橋國務大臣 いすれにしてもお説
のようによつて措置を講じなければこれ
は使えないのですから、今の見当で
は産特会計に入れるということがあります
であるのかどうか聞きたい。

○石橋國務大臣 いすれにしてもお説
のようによつて措置を講じなければこれ
は使えないのですから、今の見当で
は産特会計に入れるということがあります
であるのかどうか聞きたい。

○神田委員長 本案に關する質疑は後
三項の次に次の二項を加える。
4 国は、第五条第一項の離島振興
法(昭和二十八年法律第七十二号)
の一部を次のように改正する。
第九条第三項中「地方財政平衡交
付金法」を「地方交付税法」に改
め、同条中第四項を第五項とし、第
三項の次に次の二項を加える。

○神田委員長 本案に關する質疑は後
三項の次に次の二項を加える。
4 国は、第五条第一項の離島振興
法(昭和二十八年法律第七十二号)
の一部を次のように改正する。
第九条第三項中「地方財政平衡交
付金法」を「地方交付税法」に改
め、同条中第四項を第五項とし、第
三項の次に次の二項を加える。

○神田委員長 本案に關する質疑は後

三月十六日

委員野田武夫君辞任につき、その補
欠として横川重次君が議長の指名で

が、そういうものを数学的にはつきり出してもらいませんと、今の答弁は何だか記憶に基くような、はつきりしたものではありませんから、至急に一つの資料を出していただきたい。それに基づいていろいろ質疑をしてみたいと思うわけですが、すぐ出ますかどうですか。

○通詣政府委員 政府関係といたしまして、全体の糖価の動き、それからおののおのの輸入糖のコストの差、いわゆる差益というものの計算、これは非常に簡単に出るわけございまして、もうすでに資料としてといいますか、われわれとしてはすでに計算したわけであります。ただ個々の砂糖会社が実際にどれだけ利得しているかということになりますと、これはわれわれには全然わからないことになりますので、一応この前の国会で砂糖の法案を御審議願いましたときに、差益の根拠といふ意味のことをおっしゃいましたが、これは出ておるわけでありますから、それはできるだけ早く提出いたします。

○加藤(清)委員 関連して、ただいまお話しの通産省に念書が入つて七十億

の差益金をとる予定になつていていたところが、法案がつぶされたためにこれが御破算になつた、その結果はかようしかじかでございましたという御説明がございましたが、その折に七十億入るはずになつていただけたが、法案がつぶされたことと砂糖が値下りをしたために七十億は入らなかつたが、一休何会社になつたかということははつきりしているじゃないかと思うのです。それが砂糖の業界の方ではつきりしていない

が、そういうとおりです。従つてこれはせひデータとして出してもらわないと、あの七十億の行方は、新聞でも相当長い間書かれましたように、国民が疑惑を持つて見ておるのでございます。従いまして、その疑惑をぬぐう意味においても、これははつきりとデータを出されるというこ

とが最も当を得たものではないか、かまして、至急にこれは出していただきたいのでございます。

第二点は、先ほどの御説明を承つておりますると、法律が流れたので、

差益は任意に供出してもらう、こうい

いですね。それじゃわかりました。

次に大臣にお尋ねしますが、この特

殊物資の輸入について差益を取る場合

には、立法措置をとらなければいけないのか、それとも行政措置でいいのか、この点を一つ大臣にお尋ねしたい。

○石橋國務大臣 これは公式に取るには立法措置を必要としましよう。たとえばバナナの場合のごときは、実際の措置としては、輸入は全部外貨割当は

ジエトロにやらせる。ジエトロが今度

は実際の輸入の実務を、輸入業者なり

あるいはバナナの取扱い業者なりに渡すときに行なつておるのです。そういうことをやる場合は、必ずしも立法措置じやな

となると、これはおかしな話なんですね。今あなたは各会社のあれはちょっとわかりかねるとおっしゃいましたが、そのデータがわからなければ、安

くなりましたというよなことは出てこな

いはずです。従つてこれはせひデータ

として出してもらわないと、あの七十

億の行方に入りましてから、多くの会社で決

算ができます。みんな決算の中に利益を

出しちゃつた。従つて、税金として中

央の国庫にも入りましたし、地方税も

納めてしまつたというような関係もあ

りますて、今から逆戻りをして、みん

な地方税まで勘定をしてこまかくやる

といふことも、実際上非常にわざらわ

いことであるし、困難であります

けれども、これは計算がはつきりして

通すまいが、そういうことは問題でな

いのです。特殊物資の輸入についての

差益は行政措置によって取れるか、法

律によらざれば取れないのか、その

ことは問題でない。

○石橋國務大臣 これは省令によつて

はどうか知りませんが、とにかく寄付

金の形においては取れる。この間の三

十億のこときはやはり寄付金の形で

しまして、今までとつてきました、こういうこと

いです。

○加藤(清)委員 ジエトロを通じて

調査をさせて、行政的の必要上実際に

やつているということもあり得るわけ

です。

なお砂糖の方は、前の法案が審議未

了になりましたから、多くの会社で決

算ができます。みんな決算の中に利益を

出しちゃつた。従つて、税金として中

央の国庫にも入りましたし、地方税も

納めてしまつたというような関係もあ

りますて、今から逆戻りをして、みん

な地方税まで勘定をしてこまかくやる

といふことも、実際上非常にわざらわ

いことであるし、困難であります

けれども、これは計算がはつきりして

通すまいが、そういうことは問題でな

いのです。特殊物資の輸入についての

差益は行政措置によって取れるか、法

律によらざれば取れないのか、その

ことは問題でない。

○石橋國務大臣 これは省令によつて

はどうか知りませんが、とにかく寄付

金の形においては取れる。この間の三

十億のこときはやはり寄付金の形で

しまして、今までとつてきました、こういうこと

いです。

○加藤(清)委員 ジエトロを通じて

調査をさせて、行政的の必要上実際に

やつているということもあり得るわけ

です。

○加藤(清)委員 ジエトロがわから

ぬが、徴収することができると解釈し

いますか。

○石橋國務大臣 私は法律論はわから

ぬが、徴収することができると解釈し

いますか。

○石橋國務大臣 私の聞いているのは

ジエトロの存在じゃないんです。これを

間違えないように聞いて下さい。ジエ

トロがあるうがあるまいが、そういう

ことが問題でなくして、特殊物資の差益

り方を、実際ほかの商人にやらせれ

ば、もしジエトロが一般の商人だとす

れば、それはもうけてしまつわけ

万トンふえた。それが三品市場で追い打ちをかけた。従つて値下りがきた。これはこもつともなんです。ところが差益が少くなつたので、それで取り方を変えた、そういうことが法律によらずして可能である。取つたり取らなかつたり、取り方を上げたり下げたりすることが可能であるとするならば、私はお尋ねしたいことが具体的な事実としてありますということを言つてゐるわけです。——そこに通商局長さんがいらっしゃるから申し上げますが、毛製品の輸入は日英会議のおかげで、日本の一カ一側としてはあまり好ましくないけれども買わなければならぬ結果になつてきておる。これは拡大均衡上少々はやむを得ない。ところがそれが差益が多いとのことで、差益を徴収されている事が去年もことしも続いてあるわけなんです。去年あたりは、そのことが審議される当初は差益がすいぶん多いと見込まれていた。本委員会で審議したんですよ。ところが御承知の誠り毛製品の内地物の値下りのおかげで、輸入毛製品の希少価値も少くなると同時に、販売価値が少くなつて、紡毛製品のこときはストックまで生じ、差益はずつと少くなつたにもかかわらずその差益は取られた。今まで生じ、差益はずつと少くなつたにふえた。そういたしますと希少価値はどんどん下つていって、差益はぐんと少くなつたが、その差益はなお取られいでいる。取られた差益の始末はと調べてみると、これがとんでもないところに使われている、ジエトロだけじゃないんです。私はみんなそれを知つてゐる。どこでどう使われたか、とんでもない

○板垣政府委員 ただいまの毛製品のことは私詳しく述べておきたいのですが、これは差益の微収というようなものでは全然なくて、毛製品については多少利益があるので、会員同士で会費のようない形で醸出をいたしまして、共同の利益、輸出振興その他に使おうということになつておるものと私は承知いたしました。

○加藤(清)委員 表向きはその通りに相なつております。通商局長のおつしやることには間違はない。また通商局長が日英会談で非常に苦労をして、もつとたくさん貢えという毛製品を押え押えていらつしやった御努力は非常に多くしているものでございます。今またその会談が行われておりますが、そりやつて取つた差益を輸出振興に使うということは、相手国にとつてはおもしろくないことがあるから、さようなことはやめてもらいたいといふ申し入れがあるということも私は聞いて知つてゐるわけでございます。

従つて去年はその差益が毛製品には關係外のところに使われていた。はつきりとおっしゃるのなら全部言いますよ。表を持っておるんだから……。ところでそういうことが行われて、それはどうかというと、外貨割当と同時に何%というものがピンをはねられていくわけなんです。ところが砂糖に限つてはきようになつていない。ただいまあなたのおっしゃるところによりますと、通産省へ急書が入つて、差し上

はますといへて、八月以前の分に置いては二十四億ばかり各銀行に分れて預けてあつたはずです。それも決算書類の中へ繰り入れてしまつたから、しかも税金を納めたからとおつしやいますが、砂糖屋の税金はいつ納めるものですか。砂糖の税金は一年たつた後に精算をしてそれから税金の対象になるかのように心得ておりますが、半年ごとに税金の対象になるのでござりますか。あなたは税金を納めたとおつしやる、そういうことが行われるのでですか、私の考え方違ひでござりますか。それとも税制がいつぞや急に変つたのでござりますか。青色申告にしたって何にしたって一年経過した後において決定される、つまり昭和二十九年なら二十九年、三十年なら三十年が一年済んでからじゃないですか。上半年だけで取られたり、四半期で清算をして税金を納めなければならぬというようなことが行われているのでござりますか。

○加藤(清)委員 私の考え方でいきますと、決算があつて税金を納めたということはごもっともであります。しかしながら決算にはなつていないのでしょう。しかしそれは前年度分じやありませんか。われわれが今問題にしておるのは去年の八月のあれでしよう、八月からそれ以降の問題でしよう。これはまだ税金として納まつたというふうには解釈でききないのであります。私の考え方でどううか、私は会社の税金はそういうふうになつていいと思いますが、これは大臣に教えてもらいたい。

○石橋國務大臣 それは税務署に聞いてみなければわかりませんが、税のことは知らないのです。わかりませんが、とにかく決算が済んで、そうじやないでしようか。大蔵省では税金を逆算して勘定して払い戻しができると大蔵次官あたりがまじめに言っておったらしいのですから、一応税を納めたのじゃないでしようか。

○加藤(清)委員 それではこれは七十億が一体三十億でよろしいのか、二十億でよろしいのかということで国民は相当疑惑を持つておる。あの法律が流れ直後でだれかが持つて逃げたとか——通産大臣ではありませんよ。別の人ですが、どうした、こうしたといふことを新聞に盛んに書かれたので、疑惑を払拭して次のバナナに臨まないと、同じ法案でありますから、またぞろ疑惑をしょい込んでこの法律が生まれていくことになつては大へんだと思いますので、この際大臣では税

四半期ごとに決算をして税金を納めるまでの、顧わくば税金の問題のよくわかる大蔵省の主税局なりあるいはそれに関連する方に御出席願いたいのですあります。そうして砂糖屋さんだけはちょっとと審議しかねるのではないが、こう思うわけであります。委員長にさようになります。

もう一つ話がときれているようですが、さいますから申し上げておきますが、先日要望いたしました証人と申しますようか、参考人と申しましようか、都条例の改正に関する方をせひ呼んでもらいたいと音うておいたのにまだないようでございます。それもほんの十分か二十分で済むことでございますから……。

○中崎委員 先ほど要求しました資料はきわめて重要なものですから、どうしてもこれを審議の過程において出してもらいませんと、審議の進めようがないわけであります。

○神田委員長 ちょっと中崎君に伺いますが、その資料がないと質問ができるないという意味でございましょうか。

○中崎委員 委員長も先ほどの質疑応答をお聞きになつておわかりと思うのですが、きわめて重要な資料でありますから、やはりこの問題を一つの要点として進めていきたい関係上、ぜひともその資料を出していただきたいと思います。私が今要求したのはそもそもかしい資料じゃない。きわめて常識的な、いわばラーフな、だれか業界人の専門家が見て、なるほどこれはこうだというようなことがわかれればい

い。帳簿をひっくり返して、一々そろばんを入れて、何十何円というふうなこまかい計算までやれということではない。たとえば今回のこの期におけるこの会社の砂糖の輸入高は幾ら、従つてこの加工料は幾ら要るというふうに、大体において一つの基準がある。それによって差益をつける。その売り値となにしてみて——その売り値といふのは、会社によっては売る時期によって多少市価が違うかも知れないが、大体取引所の相場を中心として会社が日常の取引をするであろうと思う、その一つの標準的な相場というものが得られる。目の子で見ても大体その程度の大きな狂いのないような資料を一つ出してもらいたいと思う。

○神田森昌長 政府側にお尋ねいたしましたが、ただいま中崎君の要求の資料は一体いつころ配付できるか、お答え願いたいと思います。

○権説政府委員 沖崎先生の今の御質問の各社別ということになりますと、數十社ありますので、これはちょっと簡単には参らないのですが、大体全体といたしまして、九月がどうだ、十月がどうだ、十一月がどうだということは、そのときの実際の市価との関係で幾ら出るかということで、三月の末までは一応推定されるようになつております。それと三十億との差額は、四月一七月の分として各社のメンバーから任意に醸出させる。そこで今の資料を出せという御要求でありますと申しましたように毎月々々十日勤いておりますから、その勤いておる十日の状況に応じて幾らずつの醸出になるか、これはもちろん金体としてはわかれります。それから三十億の差というう

のは、七月以前の分としてその配分をどうするかということは、それぞれのメーカーあるいはインボーダーの方々の自発的の寄付という格好で、その寄付の内訳は大体三十年度の通算分で分けようというふうに話し合いをされました。その団体の代表者の意見は伺っておりましたが、たとえば大日本製糖が幾らで、横浜製糖が幾らでということは、むしろわれわれの方としてはその内訳として金体で三十億ということでおいたどう、こううことになつておりますので、今申し上げた程度の資料であればできますが、ただ印刷してということになりますと、今ここですぐ出せとおっしゃつてもどうかと思いますので、口頭でよければ今ここで申し上げたい。

も大臣が言われましたように、七月までの分は決算の中にも入って、考課状にちゃんと織り込み済みであるからもう余地はないということをお言いいになると私の方は納得できない。というのは、あの年度の始まりの四月から差益は取るということで、昭和二十九年度のバナにおいてやつたごく、ちゃんと差益は先に取つておつて、政府の側において適宜にその入ったものを処分しておられるのだが、砂糖の場合においては、七月までは決算が済んで税金まで織り込んでいるから一切触れないのだというような考え方になると、これはあまりに業者が甘やかしているのではないか。砂糖が甘いのでつい甘い砂糖をなめているのかなあという気持になる。そのところを私たちには懸念するのである。それは一億や二億や三億ということではなく、何十億というようなものが影響するということになるから私たちには心配しているわけです。そういう意味において、この工業会なら工業会でまとめてやるならばやるで、それならばそれとして、大体政府の予定しておった差益と違うのは——たとえば時価が狂いがあるといわれるのですけれども、それに見合つて糖値も漸次直っている点などもあつたりして、全体から見てやはり政府の予定している程度のものに入るのじやないかと僕は思つてゐるわけなのだが、そのところに何らか納得のいかないようなところもある。そこで、ある程度數字的にそういう明し得るような資料がほしい、そういうわけでありますから、まず第一にそれでは工業会なら工業会の全体として

今の大体の傾向を説明し得るような資料を出してもらつて、それでもなおおかつか納得しがたいというときには、個々の会社についてもやはり一応の資料を出してもららうかどうかは、その後の問題としていきたいと思つております。

○権政府委員 資料は出しますが、今申し上げましたように印刷の都合等もございますので、今ここへ出せと言ふわれましても部数は用意してございません。はなはだ恐縮ですが、毎月のあれはただいま私口頭で申し上げれば、大体御了解いただけるのではないかと思います。

○中崎委員 それでは何か書いて出して下さい。ほくがこうして質問している間に、整理がつかぬから……。

○神田委員長 ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○神田委員長 速記を始めて。

○篠田弘作君。

○篠田委員 この際質疑打ち切りの動議を提出いたします。本案につきましては、すでに八時間十四分の質疑を続けておるのであります。おおむね質疑は尽きてているようであります。この際本案について質疑を打ち切られることを望みます。

○神田委員長 篠田君の動議について採決いたします。篠田君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○神田委員長 起立総員。よつて本案について討論に入るわけであります。討論の通告がありましたが、終局することに決しました。

○引き続き本案について討論に入るわけであります。討論の通告がありましたが、これを省略し、直ちに採決いたしました。

たしたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認めます。

これより特定物資輸入臨時措置法案について採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○小笠公韻君 「異議なし」と呼ぶ者あり)

○神田委員長 御異議なしと認めます。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

この際、小笠公韻君より本案に対する附帯決議案が提出されております。まず提出者よりその趣旨の説明を求めます。小笠公韻君。

○小笠委員 ただいま可決になりました特定物資輸入臨時措置法案に対しまして、次の附帯決議を提出いたしました。

まず案文を朗読いたします。

特定物資輸入臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、本法に基く外貨割当をなすに当つては、正常な輸入秩序の維持に関し特段の留意を払うべきである。

以上であります。

本動議提出の理由は、長時間にわたる本委員会におきまする討議の動向に従しまするに、本案が、入札制度でやるか、あるいは実績を中心として割当をなすか等につきまして論議が重ねられたのであります。しかしてその論議の大数の意向は、正常な輸入秩序の維持を要望する声が強いのであります。この意味におきまして、私どもは正常な輸入秩序の維持をはかりつつ、そこに退要と独占をなくして、進歩的なる

輸入秩序の確立を望んでやまないのであります。この意味におきまして、政府の将来における善処方を要望するものであります。

以上の趣旨に基きまして、附帯決議の動議を提出いたしましたのであります。何とぞ委員各位の御賛成を賜わらんことを切にお願い申し上げます。

○神田委員長 本附帯決議案について採決いたします。これを可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認めます。よって提案の通り附帯決議を付するに決しました。この際通産大臣より発言を求められております。石橋通産大臣。

○石橋国務大臣 特定物資輸入臨時措置法案につきましては、いろいろ御論議をわざわざしましてまことにありがとうございました。なおただいま御提出になりました附帯決議の御意向は、十分政府といたしまして心得ておるところでございましたから、御趣旨にたがわないような措置を今後とりたいと思ひます。この点念のために申し上げておきます。

○神田委員長 お詫びいたします。本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時十八分散会

〔参考〕

特定物資輸入臨時措置法案(内閣提
出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年三月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局